

政策調整会議の結果について

開催日時	平成27年11月12日(木)
場所	印西市役所 本庁舎3階 市長応接室
出席者	市長、副市長、教育長 総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、健康保健部長、都市建設部長 教育部長、水道部長、総務課長、財政課長

整理 番号	担当部署	付 議 題 名	結果
		内 容	
1	市民部 市民税課 資産税課	印西市税条例の一部を改正する条例の制定について (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、市民税、軽自動車税、固定資産税、特別土地保有税及び入湯税に関する申請書、申出書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するもの (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行に伴い、所得税法において創設された国外転出時課税に関して個人市民税の課税標準の計算における当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするもの及び紙巻たばこ3級品に係る特例税率を廃止するもの。ただし、激変緩和措置として平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で行うよう改めるもの (3) 減免申請期限に関する規定について、総務省から市の実情に応じて改正の必要性を検討するよう通知があり、市において検討した結果、市民の利便性を最大限に考慮し、市民税、軽自動車税、固定資産税、特別土地保有税の減免申請の期限を納期限前7日までから納期限までに改めるもの (4) 法人の市民税の減免の対象とする法人の範囲を明確にし、併せて法人の市民税の減免の対象である法人の負担の軽減を図るため、法人の市民税の減免の対象とする法人を公益社団法人及び公益財団法人、認可地縁団体、特定非営利活動法人その他規則で定める法人である旨を規定し、また、従前において減免を受けていた法人が引き続き減免を受ける場合には、市長が引き続き減免を受けるに当たっての要件を満たしていると認めるときは、申請を要することなく減免することができようにするため所要の規定を追加するもの (5) その他条例中で引用する法令の条番号、字句等の整合を図るもの 検討結果 ・減免申請の期限について、事務に遺漏のなきよう確認 【整理番号1】について、承認	承認
2	市民部 国保年金課	印西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について (1) 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、印西市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を、平成28年度以後の年度分から、基礎課税分で「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援分で「16万円」から「17万円」に、介護分で「14万円」から「16万円」に引き上げるもの (2) 印西市税条例の減免申請期限に関する規定について、総務省から、市の実情に応じて改正の必要性を検討するよう通知があり、市において印西市国民健康保険税条例についても検討した結果、市民の利便性を考慮し、改正するもの 検討結果 ・国保運営審議会の意見を確認 【整理番号2】について、承認	承認

3	健康福祉部 介護福祉課	印西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (1) 印西市税条例(平成8年条例第11号)の減免申請期限に関する規定について、総務省から市の実情に応じて改正の必要性を検討するよう通知があり、市において印西市介護保険条例についても検討した結果、市民の利便性を考慮し、改正するもの (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項の規定により実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、介護予防及び生活支援の体制が整ったことにより、実施に関する経過措置の期間を改正するもの 検討結果 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施について確認 ・徴収猶予の期限について、事務に遺漏のなきよう確認 【整理番号3】について、承認	承認
4	健康福祉部 保育課	印西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度において、市が保育園利用者等に対して支給認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)を行うことになったことから、支給認定に応じた各児童の保育園利用時間(保育園保育料で利用できる時間)が明確になり、併せて時間外保育時間も明確になった。ついては、受益者負担や公平性の担保等の観点に基づき、近隣市の状況も踏まえ、公立保育園において、時間外保育料を平成28年4月から新たに徴収するもの。 平成28年4月から下記のとおり時間外保育料を徴収する。 (1) 時間外保育の対象となる時間帯 ・保育標準時間認定を受けた者 18:00~19:00 ・保育短時間認定を受けた者 7:00~8:30及び16:30~19:00 (2) 金額 ・30分につき100円 金額は1日を単位として算出するものとし、30分未満は切り上げるものとする。なお、1月当たりの時間外保育料は、乳児・幼児1人当たり2,000円(第2子は1,000円)を上限とする。 (3) 減免規定 ① 保育園保育料の減免規定に準じて設定 ・多子軽減(第2子半額、第3子以降全額免除) ・保育料算定における第1階層該当者(生保受給者等)は全額免除 ・保育料算定における第2階層該当者のうち、母子家庭・父子家庭・在宅の障害児(者)がいる家庭は、全額免除 ② 上記以外で、市長が、特に必要があると認めるときは、時間外保育料を減額し、又は免除することができる。 検討結果 【整理番号4】について、承認	承認
5	都市建設部 都市整備課	印西市木下交流の杜広場の設置及び管理に関する条例の制定について 旧千葉県立印旛高等学校跡地に、市民がふれあう場を提供することにより多世代の交流を創出し、地域の活性化を図るため設置する印西市木下交流の杜広場の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2第1項の規定により必要な事項を定め、市の公の施設とするもの 検討結果 ・行為の許可について確認 【整理番号5】について、承認	承認

6	教育部 生涯学習課	印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例の制定について	承認
		市民の歴史、文化に対する理解と認識を深めるとともに、市民のふるさと意識の醸成と相互交流を図るため、旧千葉県立印旛高等学校跡地に設置する木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2第1項の規定により必要な事項を定め、市の公の施設とするもの	
		検討結果 ・歴史資料センターの業務について確認 【整理番号6】について、承認	
7	総務部 行政管理課	印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	承認
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項では、自治体の執行機関が社会保障、地方税又は防災分野の事務であって条例で定めるものについてマイナンバーを利用することができる旨が定められており、また、同法第19条第9号では、自治体の機関が条例で定めるところにより、自治体内の他の機関に特定個人情報を提供することができる旨が提供制限の例外として定められていることから、これらの条例への委任規定に基づき、マイナンバー制度導入により市民の利便性の向上や事務の効率化等を図るため、マイナンバーの利用事務や同一自治体内の他機関への特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める条例を新たに制定するもの	
		検討結果 【整理番号7】について、承認	